

浜松市規則第38号

浜松市災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 政令第3条第1項の規定により市長が定める救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第1章に定めるところによる。

(物資の保管命令等に関する公用令書等)

第3条 省令第1条第1項の公用令書は、公用令書（保管）（第1号様式）、公用令書（収用）（第2号様式）、公用令書（管理）（第3号様式）及び公用令書（使用）（第4号様式）によるものとする。

2 省令第1条第4項の公用変更令書は、公用変更令書（保管等）（第5号様式）によるものとする。

3 省令第1条第5項の公用取消令書は、公用取消令書（保管等）（第6号様式）によるものとする。

4 市長は、第1項の公用令書、第2項の公用変更令書又は前項の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に必要な事項を記録しなければならない。

(受領書)

第4条 前条第1項の公用令書、同条第2項の公用変更令書又は同条第3項の公用取消令書の交付を受けた者は、受領書に必要な事項を記載し、直ちにこれを市長に提出しなければならない。

(受領調書)

第5条 省令第2条第3項の受領調書は、受領調書（第7号様式）によるものとする。

2 前項の受領調書は、収用し、若しくは使用すべき物資の所有者又は権原に基づいて当該物資を占有する者の立会いの下で作成しなければならない。ただし、立会いができないことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(損失補償請求書等)

第6条 省令第3条第1項の損失補償請求書は、損失補償請求書（第8号様式）によるものとする。

2 市長は、前項の損失補償請求書の提出があったとき又はこれに基づき損失の補償を行

ったときは、強制物件台帳に必要な事項を記録しなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第7条 省令第4条第1項の公用令書は、公用令書(従事)(第9号様式)によるものとする。

2 省令第4条第3項の公用取消令書は、公用取消令書(従事)(第10号様式)によるものとする。

3 市長は、第1項の公用令書又は前項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第8条 第4条の規定は、前条第1項の公用令書又は同条第2項の公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

(救助の実施に従事することができない場合の届出)

第9条 省令第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(第11号様式)により行わなければならない。

2 前項の従事不能届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合 市町村長、警察官その他市長が認める者の証明書

(実費弁償)

第10条 法第7条第5項及び第8条第4項の規定による実費弁償の額は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2章に定めるところによる。

(実費弁償請求書)

第11条 省令第5条第1項及び第2項の実費弁償請求書は、実費弁償請求書(第12号様式)によるものとする。

(身分を示す証票)

第12条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、災害救助法第10条の規定による立入検査証票(第13号様式)とする。

(扶助金支給申請書等)

第13条 省令第6条第1項の扶助金支給申請書は、災害救助法による(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)扶助金支給申請書(第14号様式)によるものとする。

2 前項の災害救助法による(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)扶助金支給申請書には、省令第6条第2項に規定する所要書類のほか、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

附 則

この規則は、法第2条の2第1項の規定により本市が救助実施市に指定された日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

公用令書番号 (保管)	第	号
----------------	---	---

公用令書（保管）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の物資の保管を命じるため、これを交付します。

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用令書番号 (保管)	第	号
----------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用令書（保管）を受領しました。

第2号様式（第3条関係）

公用令書番号 (収用)	第	号
----------------	---	---

公用令書（収用）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の物資を収用するため、これを交付します。

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用令書番号 (収用)	第	号
----------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用令書（収用）を受領しました。

第3号様式（第3条関係）

公用令書番号 (管理)	第	号
----------------	---	---

公用令書（管理）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の施設を管理するため、これを交付します。

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用令書番号 (管理)	第	号
----------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用令書（管理）を受領しました。

第4号様式（第3条関係）

公用令書番号 (使用)	第	号
----------------	---	---

公用令書（使用）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第9条第1項の規定に基づき、下記の土地、家屋又は物資を使用するため、これを交付します。

記

種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用令書番号 (使用)	第	号
----------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用令書（使用）を受領しました。

第5号様式（第3条関係）

公用変更令書 番号	第	号
--------------	---	---

公用変更令書（保管等）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書第 号 年 月 日）を、次のとおり変更します。

変更前の処分の内容	変更後の処分の内容

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用変更令書 番号	第	号
--------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用変更令書（保管等）を受領しました。

第6号様式（第3条関係）

公用取消令書 番号	第	号
--------------	---	---

公用取消令書（保管等）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第9条第1項の規定による処分(公用令書第 号 年 月 日)を取り消します。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用取消令書 番号	第	号
--------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用取消令書（保管等）を受領しました。

第7号様式（第5条関係）

受領調書

災害救助法第9条第1項の規定によって収用・使用する物資を下記のとおり受領しました。
よって、受領調書を2通作成し、各1通所持するものとします。

年 月 日

浜松市職員

受領者氏名

物資所有者（占有者）

立会人氏名

記

- 1 公用令書第 号 年 月 日
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要事項

第8号様式（第6条関係）

公用令書番号	第	号
公用令書年月日	年	月 日

損失補償請求書

年 月 日

（宛先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

請求額 円

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写 別紙のとおり

上記金額を、下記の理由により請求します。

記

請求理由

第9号様式（第7条関係）

公用令書番号	第	号
--------	---	---

公用令書（従事）

年 月 日

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



災害救助法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり従事することを命ずるため、これを交付します。

氏名（名称及び代表者氏名）	
職業	
生年月日	
住所（所在地）	
従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時及び場所	

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用令書番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用令書（従事）を 午前・午後 時 分 に受領しました。

第10号様式（第7条関係）

公用取消令書 番号	第	号
--------------	---	---

公用取消令書（従事）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

職 業

浜松市長



災害救助法第7条第1項の規定による処分(公用令書第 号 年 月 日)を取り消します。

----- 切取線 -----

受 領 書

公用取消令書 番号	第	号
--------------	---	---

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

公用取消令書（従事）を 午前・午後 時 分 に受領しました。

第11号様式（第9条関係）

従事不能届

年 月 日

(宛先) 浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

職業

災害救助法第7条第1項の規定による公用令書（第 号 年 月 日）の交付を受けましたが、次の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えて届け出ます。

記

理 由		
関係書類	<input type="checkbox"/> 負傷又は疾病により従事することができない場合	医師の診断書
	<input type="checkbox"/> 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合	市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

注 該当する□に、レ印を記入してください。

第12号様式（第11条関係）

実費弁償請求書

年 月 日

（宛先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

職業

請求額 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求します。

記

1 公用令書第 号 年 月 日

2 従事した業務

3 従事した期間

4 従事した場所

第13号様式（第12条関係）

（表）

第	号	
災害救助法第10条の規定による立入検査証票		
	所属	
	職名	
	氏名	
年	月	日交付
	浜松市長	印

（裏）

災害救助法（抜粋）

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条（第1項及び第2項省略）

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事等の収用等）

第9条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。（第2項省略）

（都道府県知事等の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

（注意）

1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この証票は、年 月 日まで有効とする。

3 この証票は、有効期間が経過したとき又は不要になったときは、速やかに返還しなければならない。

第14号様式（第13条関係）

災害救助法による 療養・休業・障害・
遺族・葬祭・打切 扶助金支給申請書

年 月 日

（宛先）浜松市長

住 所

氏 名

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給について、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
関係書類 注 該当する□に、レ印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（療養、休業） <input type="checkbox"/> 療養費に関する請求書又は領収書（療養） <input type="checkbox"/> 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書面（休業） <input type="checkbox"/> 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書（障害） <input type="checkbox"/> 医師の死亡診断書（遺族、葬祭） <input type="checkbox"/> 死亡者との関係を証明する書類（遺族、葬祭） <input type="checkbox"/> 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書（打切） <input type="checkbox"/> 災害救助法第8条の規定による協力命令を発した旨の市長の証明書（療養、休業、障害、遺族、葬祭、打切） <input type="checkbox"/> その他				

(あらし)

この規則は、救助実施市の指定を受けるに当たり、災害救助法等の施行に関し、必要な事項を定めるものです。